

平成25年9月定例会

総務委員会説明資料

県民環境部

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計予算	-----	1
(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	2
環境首都課	-----	2
環境整備課	-----	3
環境管理課	-----	4
2 その他の議案等	-----	5
(1) 条例案	-----	5

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源						一般財源	
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入		県 債
県民環境政策課	1,728,415	0	1,728,415	2,922	0	550	81	225,450	9,003	0	1,490,409
環境首都課	810,255	1,528,354	2,338,609	(940,000) 962,150	0	14,922	9,303	(306,000) 878,155	(1,400) 102,699	0	(280,954) 371,380
環境整備課	129,283	225,000	354,283	(150,000) 150,600	0	29,395	0	(75,000) 75,000	60,318	0	38,970
環境管理課	232,502	33,417	265,919	24,366	0	520	0	(28,000) 88,000	51,585	10,000	(5,417) 91,448
とくしま文化振興課	633,383	0	633,383	30,000	0	4,386	0	233,000	27,225	0	338,772
県民スポーツ課	530,835	0	530,835	4,978	0	3,378	0	31,000	800	0	490,679
計	4,064,673	1,786,771	5,851,444	(1,090,000) 1,175,016	0	53,151	9,384	(409,000) 1,530,605	(1,400) 251,630	10,000	(286,371) 2,821,658

注：()数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

環境首都課（自然環境室を含む）

（ア）一般会計

（単位：千円）

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
保健製薬環境 センター費	11,899	0	11,899	
環境衛生指導費	791,763	1,528,354	2,320,117	① 一般環境対策費 (1,522,354) <ul style="list-style-type: none"> ア 環境創造基金積立金 71,972 イ 自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金 200,000 ウ ① 「みんなで活用！次世代太陽光発電」実証事業 7,000 エ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業 1,200,000 オ ① 歩行者信号機LED化徳島モデル全国展開支援事業 40,000 カ ① とくしま環境学習フォーラム開催事業 1,400 ② 自然公園等維持費 (6,000) <ul style="list-style-type: none"> ア ① “ぐるっと剣山！”あわエコトイレ整備事業 6,000
公害対策費	6,593	0	6,593	
環境首都課 合 計	810,255	1,528,354	2,338,609	

環境整備課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
環境衛生指導費	129,283	225,000	354,283	① 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 (225,000) ア ① とくしま海岸漂着物地域対策推進事業 75,000 イ 環境創造基金積立金 150,000
環 境 整 備 課 合 計	129,283	225,000	354,283	

環境管理課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
公 害 対 策 費	232,502	33,417	265,919	① 大気汚染対策費 (28,925) ア (新) 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析体制整備事業 28,925 ② 国庫返納金 (4,492)
環 境 管 理 課 計 合	232,502	33,417	265,919	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（環境首都課）

(ア) 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地球温暖化の定義を改めるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加えることとする。
- b エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、(イ)のbについては、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。